

平成 27 年第 3 回定例会 環境農政常任委員会

平成 27 年 10 月 9 日

意見発表

西村委員

私は、当委員会に付託されている諸議案及び所管事項について、公明党神奈川県議会議員団として意見を申し上げます。

まず、21 世紀の森指定管理についてですが、継続して選定された指定管理者は県の施設、施策である未病について理解し、既存の地域施設と連携させながらサービスの向上を図るという取組を示したことは大いに評価できると考えます。しかし、一方で、新規の応募した団体は、県の政策や情報など十二分に掌握できていなかった可能性があります。今後は公平性を期すため、参考になる情報等を提供することも御検討ください。

また、指定管理者制度は、公の施設管理に当たって、民間のノウハウや柔軟な発想を活用してサービスの向上を図るとともに、経費の削減という大きな目的を持ちます。しかしながら、経費縮減にはおのずと限界もあり、施設従事者の労働環境や条件に影響が及ぼされていないか、また、そもそも県民へのサービスが劣化をしていないかなど、注視していかなければなりません。本県での指定管理者制度導入から 10 年、これからの指定管理者制度の在り方や新たなチェック体制の確立など、今後も全庁的に検討いただけますよう要望いたします。

次に、フラワーセンター大船植物園についての見直しについては、多くの県民から存続を求める声が寄せられたことも踏まえ、県有施設として存続し、指定管理者制度の導入を調整する旨の説明がありました。今後の見直しに当たっては、地元、地域、陳情者の方々と十分な意見交換を行うとともに、緊急財政対策による効率性だけではなく、植物園としての魅力の発信や県民サービスの向上などを考慮し、県民に愛される植物園の運営をお願いいたします。

最後に、環境基本計画におけるフロン類の対策についてですが、現在のフロンガスは温室効果が高く、国も温暖化対策の一環としてフロン排出抑制法を制定したと承知しております。しかし、あらゆる分野の方々が対象であるにもかかわらず、当事者の多くが法規制について承知しておらず、また規制対象となる事業者の数が膨大であるため、周知や立入検査など、県だけの力で対応していくことは困難だと思います。関係する業界団体に協力を求めたり、また、近隣自治体で連携して普及啓発を進めてくださいますようお願いいたします。しかしながら、そもそもフロン排出抑制法を実効性のあるものとするためには、国が率先して啓発活動を推進し、実務を担当する県に対し具体的な支援策を講じるべきであると考えます。国に対し要望されますよう求めます。

以上、意見、要望を申し上げ、本委員会に付託されております全ての議案に賛成し意見発表を終わります。